


収納・納税課長  
 税務課長  
 国保・年金課長  
 債権回収担当課長  
 下水道課長  
 県税事務所長 殿

 一般社団法人 日本経営協会  
 常務理事・中部本部長 大久保 若穂

<名古屋地区> NOMA 行政管理講座のご案内

【令和2年9月14日(月)～15日(火)開催】

## 地方税における相続をめぐる

# 滞納整理上の諸問題と納税義務承継の実務 講座

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、納税者の高齢化が進んでいる状況下において、高齢者の滞納事案及びその後の相続関連事案の対応について、各自治体において重大な課題となっております。特に滞納者が死亡した後の承継等については、しばしば問題となっており、ご担当各位におかれましてはその対応に苦慮されていることと存じます。

このような傾向は今後も続き、国税において相続税の課税最低限の引き下げに伴い、相続税の滞納が増加している状況と同様に、地方税においても高齢者滞納事案の増加や、相続が開始された場合の滞納整理においては、処理困難な事案がより顕在化する傾向にあると考えられます。

そこで今回、相続をめぐる滞納整理における対応とその留意点を説明し、また相続・高齢者滞納事案における滞納整理マネジメントの必要性について解説する標記講座を開催いたします。時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。 敬具

### 記

日 時： 令和2年 9月 14日(月) 13:00～17:00

15日(火) 10:00～16:00

会 場： NHK 名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市東区東桜1-13-3)

講 師： 税理士

(元)国税庁 徴収部 管理課 課長補佐 黒坂 昭一 氏

参加料(負担金 1名につき):

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	29,000円	2,900円	31,900円
一 般	32,000円	3,200円	35,200円



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】  
 地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分  
 地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分  
 【中部国際空港より】  
 名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分  
 ※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。

折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要な場合はご連絡ください。
- ・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。

開催日の3営業日前～前日までのキャンセルは受講料の30%、開催日当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊(ご参考)：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。

※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます

※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000円～13,000円(15～20%割引)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000円～	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

お問合せ：一般社団法人 日本経営協会 中部本部 企画研修グループ <担当：松尾>

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ホームページ <http://noma-chubu.jp/>

※お問合せは、平日の9:15～17:15にお願いいたします

以上

◆ 講義項目 ◆

※本講座の「出張講座」も承っております。お気軽にお問合せください。

I 相続（民法相続）制度の概要

～相続事案の滞納整理に必要とされる民法相続編

- 第1 相続の意義等
  - ・相続の意義、相続開始とその効果
- 第2 相続人と相続人の順位等
  - ・養子、婚外子、相続の欠格、廃除
- 第3 相続分の意義と内容
  - ・法定、代襲、指定相続
- 第4 相続の承認と放棄
- 第5 遺産の分割等
- 第6 遺留分・遺留分減殺請求

II 相続事案における滞納整理上の対応

～相続事案における滞納整理の手法

- 第1 相続開始に伴う滞納整理
- 第2 相続人に対する滞納整理
- 第3 相続財産に対する滞納整理
- 第4 相続人が相続放棄をした場合の滞納整理
- 第5 限定承認があった場合の滞納整理
- 第6 遺産分割と滞納整理
- 第7 相続人への書類の送達の特例等

III 相続による納税義務の承継の基本実務

～相続人への承継手続とその追及方途

- 第1 納税義務の承継制度の概要等
  - (1) 承継制度の概要
  - (2) 承継者・承継される徴収金等
  - (3) 承継の効果等
- 第2 納税義務の承継手続等
  - (1) 承継に当たっての事前調査（相続人調査、財産調査等）
  - (2) 承継税額（割合）の計算
- 第3 納付責任
- 第4 徴収手続
- 第5 納税義務の承継上の留意事項

IV 相続に関する滞納整理上の諸問題

～相続開始に伴う相続人、相続財産への追及手段

- 第1 相続財産管理人の選任
  - (1) 相続財産管理人申立手続
  - (2) 申立て後の対応
- 第2 相続と第二次納税義務

参考 国税における相続事案への対応

- (1) 納税義務の承継と徴収手続
- (2) 相続税法第3 4条の連帯納付義務

V 相続等を巡る不服申立て・訴訟事案の検討

～相続を巡る裁判・判決からみて

- 第1 納税義務の承継関係裁判・判決等
- 第2 連帯納税義務等関係裁判・判決等
- 第3 その他
  - ・固定資産税の「死亡者課税」の効力を巡って

VI 相続・高齢者対策に向けた滞納整理マネジメント

～今後の相続事案等の傾向を踏まえたマネジメント

- 第1 相続・高齢者対策に向けた滞納整理マネジメントの必要性
- 第2 納税の緩和制度、滞納処分等の停止の活用等
- 第3 その他

参考様式

- (1) 相続放棄申述受理証明書交付申請書
- (2) 相続放棄申述書
- (3) 納税義務承継通知書 ほか

※プログラム項目・内容は、状況によって変更・修正をさせていただきます。あらかじめご了承ください。

講師紹介

税理士・(元)国税庁 徴収部 管理課 課長補佐

黒坂 昭一 氏

平成 10 年 国税庁徴収部管理課課長補佐  
 平成 12 年 東京国税不服審判所 副審判官  
 平成 15 年 杉並税務署 副署長  
 平成 17 年 税務大学校研究部 教授  
 平成 19 年 大曲税務署長  
 平成 20 年 東京国税局徴収部特別整理部門 統括国税徴収官  
 平成 21 年 同 納税管理官  
 平成 23 年 同 主任国税訟務官  
 平成 24 年 東村山税務署長  
 平成 26 年 退官・税理士登録

現在は税理士・大学院客員教授、地方団体の徴収指導員、執筆、講演活動等に活躍。

【著書】

地方税滞納整理の実務（ぎょうせい 令和元年）  
 Q&A 実務 国税徴収法（大蔵財務協会 令和元年）  
 図解 国税通則法（大蔵財務協会 令和元年）  
 Q&A 国税通則法詳解（清文社 平成 27 年）  
 Q&A 新しい国税不服申立手続きハンドブック（大蔵財務協会 平成 28 年）  
 Q&A 国税に関する不服申立制度の実務（大蔵財務協会 平成 27 年）  
 相続税の実務と対策（第一法規 令和 2 年）  
 相続税納付リスク対策ハンドブック（大蔵財務協会、平成 30 年）  
 Q&A 相続税 延納・物納の実務（大蔵財務協会 平成 23 年）等多数

日本経営協会・中部本部(担当:松尾・中村) 行 (この面をそのままFAXしてください)

FAX(052)952-7418

日本経営協会会員 一般 (該当する方にレ印を付けてください) R2.9.14-15

60015574 「地方税における相続をめぐる滞納整理上の諸問題と納税義務承継の実務」講座・参加申込書 年 月 日

ふりがな 団体名	TEL ( ) — Fax ( ) —	ご派遣責任者 (ご連絡担当) 所属・役職名	
所在地 〒	氏名		
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			メールアドレス
			<通信欄>

※ご請求書の宛名についてお知らせください【 団体名と同じ・ 異なる(宛名) 】  
 ※太枠内にご記入ください。4名様以上お申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。  
 ※参加申込書にご記入いただいた情報は、右記①②の目的に使用させていただきます。①参加券や請求書の発送などの事務処理②セミナーなど本会事業のご案内  
 お申込時点で趣旨にご同意頂いたものとさせていただきますので、予めご了承ください。なお②がご不要の場合は、右口にチェックしてください。